○　地方公共団体は、地域防災力の中核となる消防団の人員・装備・施設を充実させるとともに、平常時からの地域コミュニティの再生を図り、自主防災組織活動カバー率の向上、自力脱出困難者救出用の資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成・充実を図る。また、防災用資機材、飲食料・医薬品等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施する。

○　企業等は、事業所の建築物の耐震化や什器等の固定、不燃化、避難環境の整備、避難誘導体制の整備等により顧客及び従業員等の生命の安全確保を図るとともに、顧客、従業員等及びそれらの家族の安否確認を行う。また、安価で効果のある耐震・耐浪改修技術等の減災技術の開発を進めるとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進、地方公共団体との地域貢献に関する協定の締結、他の企業等との災害時応援協定の締結、地区防災計画の活用等により、自助・共助による防災対策の意識向上や応急活動体制の強化等、地域防災力に積極的に貢献する。

【目標】

①　自主防災組織の育成・充実【消防庁】

・　自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、消防職団員等が自主防災組織等に対して訓練等を行い、自主防災組織を始めとする地域の防災リーダーの育成を図る。

【具体目標】

・　自主防災組織による活動カバー率100％（推進地域の全都府県）を目指す。（平成25年４月１日現在79.5％（推進地域の全都府県））

4　長周期地震動対策

○　国、関係機関は、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、長周期地震動等による石油コンビナート施設の被害の防止や低減のための対策を引き続き推進する。

第４節　災害発生時の対応に係る事前の備え

1　災害対応体制の構築

○　国は、甚大な被害により情報の収集が困難となる地域が発生することも考慮し、必要な情報が即座に集約される体制をあらかじめ整備しておく。

○　国は、政府の現地対策本部について、あらかじめ地域ブロックごと（中部・近畿・四国・九州等）に複数計画し、国の地方支分部局との連携等による地方公共団体の災害対策本部等の関係機関との連携強化や情報共有化を図り、更にはライフライン事業者・民間物流事業者等との連絡調整の体制をあらかじめ整えておく。

2　救助・救急対策

○　国、地方公共団体等は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救急のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図る。また、救助・救急効果の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、救護班、さらには、これらの救助・救急部隊等と現場で密接に連携するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（救急災害対策派遣隊）の連携を推進するための訓練等により、より一層対処能力を向上させる。

【目標】

①　緊急消防援助隊等の充実【消防庁】

・　緊急消防援助隊各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。

②　救助体制の充実【消防庁】

・　特別高度救助隊等の整備や車両・資機材の配備を進めることにより、救助体制の充実を図る。

③　警察災害派遣隊の充実強化等【警察庁】

・　より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。

④　救助部隊の体制整備【防衛省】

・　南海トラフ地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。

⑤　救助勢力の機動性の向上と充実・強化【海上保安庁】

・　機動性の高い救助体制の充実・強化を図る。

⑥　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動の強化【国土交通省】

・　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。

3　医療対策

○　国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測される傷病者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報や医薬品備蓄情報等をＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）を用いて共有化を図るなどにより、医薬品供給体制の充実を図る。また、広域圏における救助・救急活動の調整を図る体制や後方医療体制の整備等に努めるとともに、災害発生直後からの速やかなＤＭＡＴ・救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。

4　消火活動等

○　地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの活性化、防災教育の充実や訓練の実施等を行うとともに、消防団、常備消防、緊急消防援助隊等の体制の充実、ヘリコプターによる早期情報収集等の技術開発によって、消防力の充実・向上を図る。

○　火災が発生すれば市街地が延焼し、風向きにより避難の方向も異なることから、例えば、緊急時の避難場所から広域避難の避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地方公共団体は、地域住民等に対して適切な情報提供を行う体制を充実させる。

5　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○　国は、道路管理者と民間団体等との協定締結や、国及び港湾管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開や航路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みを構築することを促進する。また、国及び地方公共団体は、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、国民の理解と協力を促すとともに、一般車両を極力利用しないことの徹底について啓発活動等を行う。

○　都府県警察は、迂回等の交通誘導や被災地内における迅速かつ的確な交通規制の実施のため、警備業者等との応援協定の締結や道路交通機能の確保に重要な信号機の滅灯対策等を講じる。

○　国は、限られた人的・物的資源を適時・的確に配分するため、その考え方を整理した上で、全国的視野に立って優先度を設けた配分計画を事前に作成するとともに、緊急輸送手段が発災直後から確保可能なように、国、地方公共団体、関係機関は、官民の協力協定の締結を促進し、国及び地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図るほか、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。

○　国は、大規模災害時の広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点について、適切な運用体制を確立する。